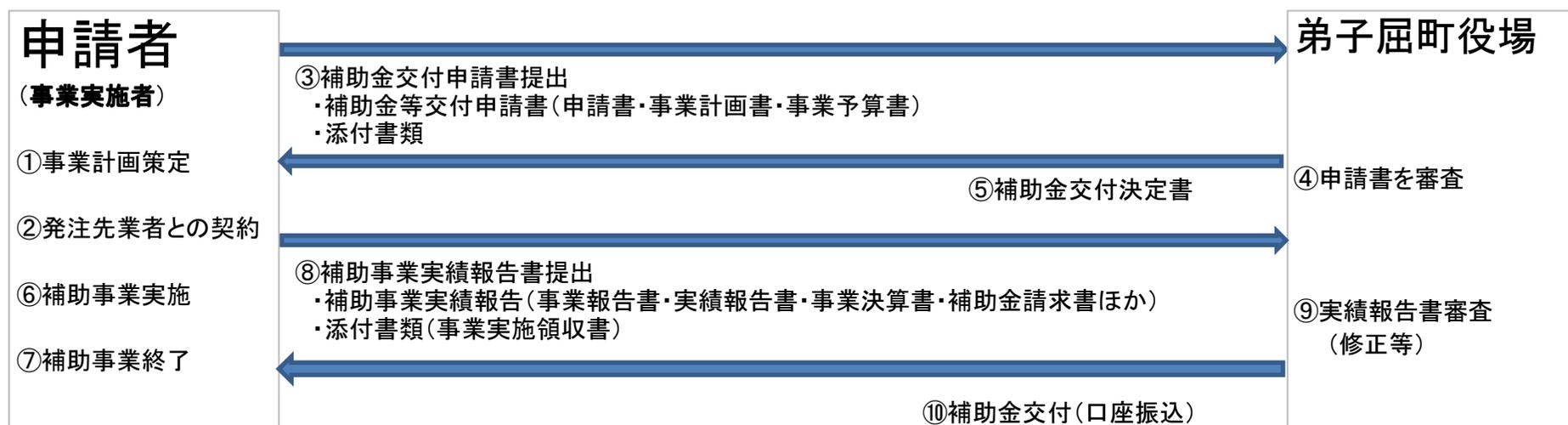


補助事業実施の流れ

1. ①事業計画が決定した段階で、②発注先業者との契約と同時に③補助金交付申請書を役場へ提出します。
2. ④役場では受け付けた申請書の内容について審査し、補助事業として認められる場合は⑤補助金交付決定書を申請者へ送付します。
3. 補助金交付決定書が送付された後、⑥申請者は事業を実施し、⑦事業終了後は、役場へ⑧補助事業実績報告書を提出します。
4. 役場では提出された補助事業実績報告書の内容について審査し、適合していると認めた場合は⑩申請者の口座へ補助金を振込みます。



想定される補助事業

外国語ホームページ制作事業・外国語ホームページリニューアル事業・外国語パンフレット制作事業(併記可)・外国語マップ制作事業(併記可)・外国語看板制作事業(併記可)・外国語メニュー制作事業(併記可)・外国語電子書籍制作事業(併記可)・外国人向けクレジットカード機器設置事業・インバウンド商談会参加事業など。